

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成 2 8 年度第 9 回野田市情報公開・個人情報保護審査会
<p>議題及び議題毎の公開又は非公開の別</p>	<p>1 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>審議依頼事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等宛て文書配布事務の事務開始届（総務課） ・野田市スポーツ施設予約システムに関する事務の事務開始届（社会体育課） <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「名誉市民推戴事務」ほか 1 3 件の行政組織の見直しに伴い変更が必要となる事務の事務変更届（秘書広報課） ・野田市市民活動団体支援補助金交付事務の事務開始届(市民生活課) ・災害発生時における野田市と野田市内郵便局の協力に関する協定事務の事務開始届（防災安全課） ・被相続人居住用家屋等確認書交付事務の事務開始届（防災安全課） ・防犯カメラに関する事務の事務変更届（防災安全課） ・指定ごみ袋引換券交付事務の事務変更届（清掃計画課） ・地域における協力に関する協定事務の事務開始届（生活支援課等） ・中国残留邦人等の支援給付等に関する事務の事務開始届（生活支援課） ・家具転倒防止器具取付事業に関する事務の事務開始届（高齢者支援課等） ・予防接種後の健康被害の救済措置に関する事務の事務開始届（保健センター） ・子ども未来教室事業に関する事務の事務開始届（児童家庭課） ・野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業に関する事務の事務開始届（児童家庭課） <p>2 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて（公開）</p> <p>個人情報を取り扱う事務の届出制度について</p> <p>見直しに係る個人情報取扱事務の報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員採用試験事務の事務変更届（人事課） ・人事管理・給与計算システム事務の事務変更届（人事課） ・電算室入室管理事務の事務変更届（行政管理課） <p>3 諮問事項 野田市ホームページへの公示文書の掲載について(公開)</p> <p>4 野田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の一部改正について（公開）</p> <p>5 諮問事項 行政文書部分開示決定に対する審査請求について(7件)（非公開）</p>

日 時	平成29年3月30日(木)午前9時から午後0時10分まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、松本 純子、飯野 きみ子
事務局等	<p>実施機関 今村 繁(副市長)、川島 信良(総務部長)、富山 芳則(総務課長)、大月 聡(総務課長補佐兼文書法規係長)、内海 孝幸(総務課庶務係長)、日下部 安孝(総務課主査)、横島 司(社会体育課長)、宮田 明(市民生活課長)、相塚 恒雄(市民生活課長補佐兼コミュニティ係長)、小澤 弘雅(防災安全課防災係長)、大久保 崇雄(防災安全課防犯係長)、山崎 正幸(清掃計画課ごみ減量係長)、須田 光浩(生活支援課長補佐)、海老原 純一(生活支援課保護一係長)、小林 智彦(障がい者支援課長)、善方 浩子(高齢者支援課長補佐)、海老原 孝雄(保健センター長補佐)、鈴木 千夏(保健センター母子保健係主任技師)、寺田 一雄(児童家庭課長補佐)、逆井 幸夫(児童家庭課児童給付係長)、佐賀 忠(総務部次長兼人事課長)、堀江 賢司(行政管理課副主幹兼電子計算係長)</p> <p>事務局 川島 信良(総務部長)、富山 芳則(総務課長)、大月 聡(総務課長補佐兼文書法規係長)、日下部 安孝(総務課主査)</p>
傍 聴 者	5名
議 事	
<p>平成28年度第9回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果(概要)は、次のとおりである。</p> <p>1 個人情報取扱事務について(公開)</p> <p>審議依頼事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等宛て文書配布事務の事務開始届(総務課) <p>自治会等宛て文書配布事務を開始するに当たり、審議依頼書が提出されたので、担当者から概要の説明を受けた。</p> <p>秦野委員 委託先はどういった業者か。</p> <p>内海係長 委託先については、年度切換えの4月1日からとなりますので、具体的な業者名については差し控えさせていただきますが、民間の宅配業者となります。</p> <p>秦野委員 実績のあるところか。</p>	

内海係長 名前を示せば、皆さん御存知の会社となります。

遠藤委員 どうして業者名を出すことを差し控えるのか。

内海係長 4月1日からの契約となりますので、まだ契約前ですから社名を差し控えさせていただきます。

秦野委員 従来のシルバー人材センターでは、業務が十分にできないということか。

内海係長 これまで市では高齢者の活用からシルバー人材センターに委託してきたところがございます。全国シルバー人材センターから各市のシルバー人材センターに対して、会員が所有する自家用車を使用して配送したりする業務をすることは、安全・適切な就業の留意上、慎重を期すべきだとの意見がありまして、29年度の事業の受託は辞退したいとございました。先ほどの業者名につきましては、申し上げることができるということですので、佐川急便となります。

遠藤委員 佐川急便との契約書は作成済みか。

内海係長 契約書については作成して、落札をいただき、4月1日付けで契約するという事になっております。

遠藤委員 契約書は作成してあるということか。

内海係長 はい。

遠藤委員 あるのであれば、公表できない理由はない。もう1点、事務の開始年月日が分からないのは納得するが、今までも情報を収集して第三者提供をしていたと思うが、どうして届出が今になったのか。

内海係長 こちらにつきましては、民間の事業者に委託することとなったため確認したところ、届出がなかったことが分かりましたので、お詫びするしかありませんが、今回届出をお願いするということです。

遠藤委員 それだけでは、なぜ届出がなされてないのかの理由が分からない。

富山課長 今回民間の業者に委託を切り替える中で、これまでも何度か見直しをさせていただいたということですが、届出が漏れてしまっていたことが現時点で気付いたということにして、ここで改めて、業務委託が公益社団法人から民間に変わりますので、整理をさせていただいて届出をさせていただいたということです。

遠藤委員 どうして今まで気づかなかったのか、理由が分からない。

富山課長 再確認等の不備があったということで、お詫びさせていただくということでございます。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、自治会等宛て文書配布事務について承認することよろしいか。

(異議無し)

・野田市スポーツ施設予約システムに関する事務の事務開始届(社会体育課)

野田市スポーツ施設予約システムに関する事務を開始するに当たり、審議依頼書

が提出されたので、担当者から概要の説明を受けた。

秦野委員 例えば総合公園の体育館の使用目的はスポーツだけか。

横島課長 実際に利用しているのは、スポーツやダンス、ほかに音楽も、西武台高校や公立の中学校の吹奏楽などが使っています。

秦野委員 使用目的の項目の中にあるのか。

横島課長 中学校などは減免扱いとしてやっている形です。減免申請が事前に上がってきます。中学校などの場合は、予約が2か月前のため、予約が三段階あるのですが、スポーツ施設ですから大会などが年間計画で決まっております。毎年その年度の前の1月に体育協会主体で年間調整会議をやりまして、大会は毎年同じような時期にありますので、まずそれを決めていきます。その後、通常は2か月前なのですが、そうは言っても吹奏楽の大会などが、まだその時点でははっきりしていないが、決まった場合に2か月と1年間の途中で事前に申出があればその内容によって入れていく形です。一般の方は2か月前からとなります。

松本委員 抽選はどのように行うのか。

横島課長 抽選は、1日から7日に入った件数により、8日に機械的に行います。これは共同事業のシステムで、千葉県や千葉市、野田市を入れて11区市町で同じものを使っています。それぞれの市町村に応じて利用形態とかシステムが違っていてやっておりますが、同じような抽選で共同事業体の機械の抽選で決めております。

松本委員 機械ということは、自動でやるのか。

横島課長 自動で行います。8日に抽選しまして、9日の9時に一般の市民が見られるようになります。

遠藤委員 千葉県電子自治体共同運営協議会との間では、契約書や協定書などを共有されているのか。

横島課長 共同運営協議会は、千葉県の市町村全てが加入しているものです。実際この共同事業体の大本が富士通ですので、富士通と各自治体が個別に契約しております。と言いますのも、第2期の2年目から入るのですが、5年を1期としまして、第2期も本当は去年28年度から入るのですが、1年遅れで2年目から4年間入るという形で、それぞれ個別に富士通と契約しています。規模も市町村によって違います。

遠藤委員 そこには個人情報保護に関わる情報が入っているのか。

横島課長 はい、全部入っています。

遠藤委員 年間の使用料はいくらくらいか。

横島課長 4年間で800万ちょっと、1年で200万程度です。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、野田市スポーツ施設予約システムに関する事務について承認することよろしいか。

(異議無し)

報告事項

- ・「名誉市民推戴事務」ほか13件の行政組織の見直しに伴い変更が必要となる事務の事務変更届（秘書広報課）

「名誉市民推戴事務」ほか13件の行政組織の見直しに伴い変更が必要となる事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

遠藤委員 これからは、課の名称が変わったら随時届出をするということか。

日下部主査 現在見直しの途中ですので、現状としましては担当課名称の変更等は特段報告等していませんでしたが、今後行政組織の見直し等で名称が変わった場合は、現時点ではこのように御報告させていただきたいと思っております。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、「名誉市民推戴事務」ほか13件の行政組織の見直しに伴い変更が必要となる事務について承認することによろしいか。

（異議無し）

- ・野田市市民活動団体支援補助金交付事務の事務開始届（市民生活課）

野田市市民活動団体支援補助金交付事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

飯野委員 補助金の上限は幾らか。

宮田課長 補助金の種類は2種類ありますが、「組織基盤支援」の上限は、補助率が10分の9になりますが、補助金は20万円以内、「事業発展支援」は、補助率が10分の8になりますが、上限は30万円以内となります。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、野田市市民活動団体支援補助金交付事務について承認することによろしいか。

（異議無し）

- ・災害発生時における野田市と野田市内郵便局の協力に関する協定事務の事務開始届（防災安全課）

災害発生時における野田市と野田市内郵便局の協力に関する協定事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

遠藤委員 「個人情報記録項目」の中の「社会生活」の中の「職業・職歴」という情報を収集する理由は何か。

小澤係長 様式に事業所名を書く欄がありまして、そちらに事業所を書いていただくことになるのですが、本人と連絡を取る際に会社にも連絡をすることがありますので、事業所を書く欄が付けられております。

遠藤委員 市の方は避難所運営に活用する、郵便局の方は郵便物の送達に活用するとなると、どうしてそういう事業所が出てくるのか分からない。避難所運営に事業所の情報は関係ないと思う。

小澤係長 書類を届ける先が事業所と届け出る人がいるため、事業所を書く欄が設けられています。書類を事業所に届けてほしいと届け出る方がいらっしゃるこ

を想定しています。

遠藤委員 避難所運営に関係ないのか。

小澤係長 はい。郵便局が書類を届けるに当たり、本人が申し出た場合は事業所に届けるということになります。

遠藤委員 例えば、自宅が壊れて誰もいないが、会社には行くから、会社の方を送達場所にしてほしい、といったことを想定した「職業・職歴」なのか。

小澤係長 はい。

遠藤委員 そうすると「職歴」は関係ないですね。

小澤係長 はい。事業所ということです。

須賀会長 事業所という欄がないから、「職歴」につけたのか。

松本委員 「その他」に付けた方がいいのではないのか。

須賀会長 それであれば、「社会生活」の「その他」で事業所に変更した方がよろしいという意見か。

飯野委員 別紙の2番の情報提供の中で、四つ目の項目だが、全て情報は野田郵便局に行くのか。

今村副市長 補足させていただきますと、野田市内の郵便局と協定を結びまして、その代表となる窓口が野田郵便局ということでやらせていただきます。

飯野委員 全ての市内の郵便局は情報を持つ、その中でまとめ役となるということか。

日下部主査 先ほどの事業所の件ですが、「勤務先」ということでよろしいでしょうか。送り先ということになりますので。

須賀会長 では、「その他」で「勤務先」とする。ほかに意見等あるか。なければ、そのような形で災害発生時における野田市と野田市内郵便局の協力に関する協定事務について承認することによろしいか。

(異議無し)

・被相続人居住用家屋等確認書交付事務の事務開始届(防災安全課)

被相続人居住用家屋等確認書交付事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

秦野委員 「個人情報の記録項目」の「経済状況」の「財産」とは、恩恵を受けるための条件にあるのか。

大久保係長 固定資産の関係で、台帳の写し、課税明細書の写しを頂くので、「財産」を入れております。

秦野委員 それが条件になっていると。

大久保係長 はい。

遠藤委員 ほかの財産を言っているわけではないということか。

大久保係長 あくまでも譲渡した家屋についての情報ということです。

遠藤委員 例えば収入が幾らあるということではないのか。

秦野委員 その家屋の固定資産税といったものか。

大久保係長 その相続人が持っていた家屋を確認するための書類となっております。

遠藤委員 財産は該当する建物ということか。

大久保係長 はい。

遠藤委員 平成28年4月1日からこれまでに、何件くらいあったか。

大久保係長 9件です。

松本委員 申請書を出してからすぐに交付できるのか。書類を精査する必要があると思うが、どれくらいの期間で証明といったものが出るのか。

大久保係長 実際の処理期間は、確認書類が全て揃っていれば、通常の決裁のため2、3日で済みますが、書類が多岐にわたるため一度に揃えきれない方もいらっしゃると思いますので、その方についてはその分の時間を要してしまうことになります。

松本委員 その場合の連絡というのは、市役所に出向いてこれが足りないよという形でやり取りをするのか。

大久保係長 今までのケースで申し上げますと、出したいのだけれどもという相談を頂いておまして、その中で事前に必要な書類を説明しながら進めてまいりまして、受付の時には、書類がほぼ完璧に揃っている状態で受付させていただくというような形でやっております。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、被相続人居住用家屋等確認書交付事務について承認することによろしいか。

・防犯カメラに関する事務の事務変更届（防災安全課）

防犯カメラに関する事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

秦野委員 保存期間は市の独自の判断か、県の基準か何かあるのか。

大久保係長 当初警察と協議した経緯がございまして2週間とさせていただいておりましたが、機器の性能が悪くなったため、2週間にしてしまうとそういった対応をしている機器がだんだんなくなってしまっているということと、実務として警察から画像の照会依頼がありましたら、直ちにその作業にかかるので2週間も保存をしておく必要が発生しないので、1週間とさせていただきました。

秦野委員 私が聞きたいのは、市の独自であって、県の意向ということではないということか。

大久保係長 はい、県からの基準でなく、市の独自のものです。

遠藤委員 今までは7区域だったが、これからはそれにこだわらないとするというのは、4月1日からということか。

大久保係長 県の補助の中で、ひたたくり重点区域を対象としていたのですが、県の補助要件が拡大し、市内で犯罪のあった地域といった書き方に改めていられたので、これを基に協議しながら設置しております。

遠藤委員 既に設置しているということか。

大久保係長 今後設置していただくものからそうさせていただきます。

遠藤委員 先行して実施しているわけではないということか。

大久保係長 野田警察と協議しているのは事実ですが、今後配置する所についてはこのような規定でやっていきます。

遠藤委員 現時点では7区域以外には設置されていないのか、それとも設置しているのか。

大久保係長 市の境はこの区域外に当たる部分なのですが、野田警察署と協議しながら、県の補助にのっとって付けておりますので、先行してと言えば先行しているということになります。

遠藤委員 いつ頃から設置しているのか。

大久保係長 市境には平成26年から設置しております。

遠藤委員 7区域外のことを聞いているが。

大久保係長 はい、7区域外となります。

須賀会長 カメラの設置は既にあったということか。1か所だけなのか。

大久保係長 1か所ではないですが、数は把握しておりません。

今村副市長 去年の議会で話題となって答弁した部分もあるのですが、これまでの防犯カメラは警察の方が基本的に場所を決めてやっていた、基本的には犯罪の発生が多い場所や、県の方で市境にという所で決めていたのですが、今後は犯罪抑止という観点から市内の必要な部分も、とこのような表現にさせているわけです。私も野田地域にということ考えていたのですが、例外的なものは一部警察の方でやっていたということになると思います。

遠藤委員 市境等の7区域以外に設置したのはいつか。

大久保係長 平成26年度から、補助の要件が緩和されまして、従来はひたくり重点区域という県が定めていた所に付けなさいとあったのですが、それが緩和されたものですから、犯罪のあった地域ということとになっておりまして、それと野田警察と協議をしながら市境に付けた方がいいというお話があったので、26年度から区域外の所にも設置しております。

遠藤委員 本来はその時点で届出をしなければならないのにしなかったということか。

大久保係長 はい。申し訳ありません。

遠藤委員 今後これが実施されるとなると、場所はどれくらい増えるとお考えか。

大久保係長 現在60台付けておりますが、設置にも費用が掛かるものですから、県の補助を使いながらやっているところもありますので、その補助割合を見ながら、また警察と協議をしながら必要な台数がどこまでいくのか協議しながらやっていくつもりですので、現在のところ、何台でということは定めておりません。

遠藤委員 7区域から始まった運用開始以降、警察から刑事訴訟法の条文に基づく

照会があったのは何件か。

大久保係長 現在のところ約90件です。

遠藤委員 全て応じているのか。

大久保係長 照会があったものには、全て応じております。

須賀会長 ひったくり以外で犯罪が多い所ということ、今後犯罪が多い所が重点ということか。

大久保係長 はい、そのとおりです。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、防犯カメラに関する事務について承認することでよろしいか。

(異議無し)

・指定ごみ袋引換券交付事務の事務変更届(清掃計画課)

指定ごみ袋引換券交付事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

遠藤委員 届出書の変更内容の「対象者の範囲」で、変更前が「世帯主」、変更後が「全世帯主」とあるが、「全」を入れた理由は何か。

山崎係長 元々指定ごみ袋引換券を住民基本台帳から抽出して全世帯に送っていたのですが、世帯主よりは全世帯主と正確な表現に改めたものです。

遠藤委員 しかし「世帯主」でも「全世帯主」なので、わざわざ変更するほどのことはあるのかと思った。

須賀会長 野田市内の世帯主である全員という意味か。事務局としてはどうか。

日下部主査 担当課としては全ての世帯主を強調したいということですので、特に間違いはないので意図は汲んでもよろしいと思います。

遠藤委員 こういうものを入れると慣例となる。「全」を入れないものは除外があるのかという疑問がわからないか。

日下部主査 届出書の統一の観点からみると、入っているのはこれが唯一になりますので、統一的な運用から見ると「全」は抜いた方がいいと思います。

山崎係長 統一的にということであれば、抜かせていただきます。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、防犯カメラに関する事務について承認することでよろしいか。

(異議無し)

・地域における協力に関する協定事務の事務開始届(生活支援課等)

地域における協力に関する協定事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

遠藤委員 事務の流れの中で、住民の異変を発見した場合には、郵便局の人から名前が分かれば提供を受けるということからこの届出が必要になることは分かるが、道路の異常と不法投棄物の発見の時に、個人情報はどういった観点から必要になるのか。

川島部長 先ほどの災害の件ですが、郵便局から社会貢献をしたいとの申出があり

まして、私の方で窓口をさせていただいております。道路の損傷と不法投棄ですが、まずどこの場所ということになります。個人情報については、どこの郵便局所属で、誰が発見したかというところでございます。場所を特定するに当たって、何番地、地先、どなたの家の前かということもございませので、そういったことで記載をさせていただきました。

松本委員 災害発生時における協定とこちらの協定書と別物か。

川島部長 はい。別物です。

松本委員 協定書というのは更新があるのか。保存期間は3年とあるが、これは更新によるものか。

須田課長補佐 更新については、更新をしないという申出がなければ、3月末をもちまして翌日から継続という形になります。

松本委員 この3年の意味は何か。

須田課長補佐 この3年については、通報等いただいた資料の保存期間となります。

松本委員 先ほどの道路の異常とか不法投棄の廃棄物を発見した場合は場所に限定されるということだが、個人情報の記録項目のどこに該当するのか。

川島部長 協定の内容は大きく三つ、先ほど説明したとおりございまして、その三つを網羅する形でチェックを入れさせていただいております。場所の特定ということでございますので、「その他」ということでも可能かと思いますが、の「道路の異常又は不法投棄が疑われる廃棄物を発見した場合にあっては、目標物としての個人の住所及び氏名」というものもございまして、また、はっきり住所を通報してくる場合も想定してまして、の所の住所にもチェックを入れております。三つの仕事があって一つの様式で届出をさせていただいているので、少し関連性が分かりにくくなっております。

遠藤委員 不法投棄の場合は、「誰々さんの前」ということは想定しにくいと思うが。

川島部長 確かに人目につかない所に不法投棄をする場合が多いと思います。その場合には、近隣の目標物を書いていただくこととなりますので、今回届け出させていただいたものについては、場所が特定できた場合収集するであろう、住所あるいは個人宅の名前を含めて書かせていただいております。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、地域における協力に関する協定事務について承認することよろしいか。

(異議無し)

・中国残留邦人等の支援給付等に関する事務の事務開始届(生活支援課)

中国残留邦人等の支援給付等に関する事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ、中国残留邦人等の支援給付等に関する事

務について承認することでよろしいか。

(異議無し)

・家具転倒防止器具取付事業に関する事務の事務開始届(高齢者支援課等)

家具転倒防止器具取付事業に関する事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

松本委員 第2号様式の承諾書は、家屋が他人の持ち物の場合、所有者に了解をもらう必要があると思うが、その場合の個人情報、了解をもらったことの証明はどこでできるのか。要するに穴あけとか、賃借物件に手を入れることになるので、貸主の了解を得ることは必須だと思うが、その場合に貸主の署名はないのか。

小林課長 2号様式で、承諾するものというものが、大家さん、持ち主という形となります。その署名をもらうこととなります。

松本委員 そうなると届出書の「個人情報の収集先」に追加が必要なのでは。

善方課長補佐 訂正させていただきます。

日下部主査 民間・私人の方にチェックを入れさせていただきます。

秦野委員 実際に取り付ける業者は、市の指定業者のようなものか。あるいは、申請者が自分の都合で選ぶことができるのか。

善方課長補佐 野田市シルバー人材センターのほかに、予定となりますが、千葉土建一般労働組合野田支部さん、野田市建築業組合さんがいらっしゃいます。その3社でスタートする予定ですが、事業利用者にその業者さんを選んでいただくという形を採ろうと考えておりますので、市の方で割り当てるという方法ではなく、選んでいただくという方法です。

秦野委員 申請書にある情報は、個々の工事をする人に渡すわけか。あるいは業者を選ぶ団体にその書類を示すということか。

善方課長補佐 業者には別紙1の連絡票で、その方が何を付けたいと希望しているか伝えるところです。

秦野委員 工事をする団体にこういう書類を申請するのではなく、個々の事業者が直接連絡票をもらうということか。

善方課長補佐 いえ、組合の代表者です。

遠藤委員 施行事業者に個人事業者がいることはありますか。

善方課長補佐 中に入ってらっしゃると思います。ただ、組合に登録をしております。

遠藤委員 別紙2の受託者に個人事業者の名前を書くことになる。それも先ほどの民間私人に入ると思うが、その認識は持っていてほしいと思う。

善方課長補佐 今の関係で確認させていただきたいのですが、実績報告書の受託者という欄の署名捺印については組合の代表者という形で予定しております。

遠藤委員 個人事業者がここに書くわけではないのか。

善方課長補佐 そのとおりです。

遠藤委員 それならば私の認識の間違いである。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、家具転倒防止器具取付事業に関する事務について承認することでよろしいか。

(異議無し)

・予防接種後の健康被害の救済措置に関する事務の事務開始届(保健センター)

予防接種後の健康被害の救済措置に関する事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ、予防接種後の健康被害の救済措置に関する事務について承認することでよろしいか。

(異議無し)

・子ども未来教室事業に関する事務の事務開始届(児童家庭課)

子ども未来教室事業に関する事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

飯野委員 既に3月3日までの申込みは終わっている状況であるが、現在の申込み状況はどうなっているか。

寺田課長補佐 現在のところ314名の申込みがあります。

飯野委員 今回は申し込まなかったが、友達の出席した状況を聞いて、やっぱり私も学びたかった、私も今からでも学べるのだろうかという、途中からの出席をするということは可能なのか。

寺田課長補佐 今締め切りをしておりますので、随時受け付けております。ただ、公民館の広さ、定員がありますので、その辺を考慮に入れながら募集を図っていきたいと思います。

松本委員 受託者は個人か、団体か。

寺田課長補佐 NPO法人にお願いしようと思っております。

松本委員 お願いしようと思っっているとは。

寺田課長補佐 これから契約となります。

松本委員 開始はいつなのか。

寺田課長補佐 3日に開始となります。

松本委員 あと数日しかないが。

寺田課長補佐 3日付けで契約書を取り交わそうと思っております。

松本委員 ちなみにNPO団体は1団体ということか。その中の講師ということか。

寺田課長補佐 そうです。

松本委員 その中の講師の、要するにNPOを選択する資格というか、こういった棲み分けで選んだかという経緯は。

寺田課長補佐 講師の募集ですが、契約の前なのですが、お話だけはさせていただいて、募集を図っております。前回、ステップアップセミナーでやっていた事業

者でございますから、それまで継続していた講師の先生もそうですけれども、大幅に増やさなければならぬという部分もありますので、募集をワーカーズコープの方でしております。

松本委員 それと、受託者への報酬はどうか。

寺田課長補佐 受託者から各講師へ報酬を出す形ですが、講師に対しては1時間で1,500円ということで考えております。

松本委員 それは実績か。

寺田課長補佐 そうです。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、子ども未来教室事業に関する事務について承認することよろしいか。

(異議無し)

・野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業に関する事務の事務開始届(児童家庭課)

野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業に関する事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

松本委員 受講修了時給付金の最大額はいくらか。

逆井係長 受講修了時給付金は受講講座の20パーセントに相当する額を支給するということになっておりまして、10万円が限度となっております。もう一点ですが、合格時給付金は、先ほども申し上げた通り、2年以内にはなりますが、受講費の40パーセントの額を給付させていただきますが、受講修了時給付金と合格時給付金の合わせた額の限度は15万円となっております。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、野田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業に関する事務について承認することよろしいか。

(異議無し)

2 個人情報保護制度の運用の見直しについて

審議の進め方等について事務局から説明を受けた。

個人情報を取り扱う事務の届出制度について

見直しに係る個人情報取扱事務の報告事項

・職員採用試験事務の事務変更届(人事課)

佐賀次長 前回、2点について次回報告とさせていただいたものがありました。1件は、障がい者の試験に対する障がいの程度を一般の試験ではどのように扱っているかというものがありました。こちらは前回、一般の試験において障がい者の情報は収集しておりませんと回答させていただきました。一般採用試験におきましては、受験に当たり職員採用試験申込書、試験によってはエントリーシートを提出していただきます。この中では障がいの程度、障がいに関する情報は求めておりません。ただ、一般の試験で障がいの方が受験される場合、考えられることとして、視覚障がいの方が受験される場合、通常どおりの試験では対応できない

ということで、本人からの申出があった場合、場合によっては点字の試験にするなど考えます。ですので、申込書では情報収集はしていませんが、本人からの申出があった場合は、障がいの程度、状況を聞き、試験に対応するための情報収集は出てくることになります。もう1点、消防の試験の関係で、消防の採用試験の場合は体力試験を「その他」ということで申し上げました。しかし、職種によっては試験そのものが専門試験、例えば体力などいろいろありますので、ここだけを特別に出すというのはどうかという話がありました。そこは整理いたしまして、試験については身体的な特性・能力ということで消防の体力試験を特別に出していたのですが、全体的な試験の評価は「社会生活」の「評価・算定」の中に含めたいという形で今回の「身体的な特性・能力」を外しております。身体障がい者の方を対象にした採用試験は別建てでやっておりますが、この試験については身体障害者手帳に記された級などの情報を提示していただくこととなりますので、これはその他の所に特別に記載させていただいております。

遠藤委員 確認だが、個人情報の記録項目の のマーカーらしきものが付いたものは、削除、収集しないということか。

佐賀次長 そのとおりです。

遠藤委員 の方のマーカーの付いたものは、ここに記載しておいて、収集するということか。

佐賀次長 はい。

遠藤委員 片方は収集し、片方は収集しないということか。

佐賀次長 はい。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、職員採用試験事務について承認することよろしいか。

(異議無し)

・人事管理・給与計算システム事務の事務変更届(人事課)

佐賀次長 人事管理・給与計算システム事務につきましても、前回「その他」のところで、次回整理するという話になっておりました。変更点につきましては網掛けの部分となります。前回のお話の中で、職員の人事管理については、給与とか市役所内での異動履歴があるという中で、それらを書式の中に当てはめるとすると項目がないということで、整理させていただきたいということでした。結果として、網掛けの部分、振込先の口座の情報、人事異動の履歴、人事給与厚生事務に必要な情報と整理させていただきまして、前回、これとは別建てで盛り込んでおりました給与支払額といったものは、人事管理・給与計算システム事務に必要な情報として記載させていただくことで整理をさせていただきました。

遠藤委員 人事異動の履歴は、本人が書くのか。職員個人か。

佐賀次長 人事課の職員が、人事台帳とか、職員の経歴とか全てありますので、そこに書き込むこととなります。

遠藤委員 それは個人情報の収集なのか。

須賀会長 御本人が書いて、提出か。

佐賀次長 あくまでも履歴はその職員として、発令で移動しますので、その履歴となりますので、本人がどこかに書き込むといったものではありません。

遠藤委員 それは個人情報の収集に当たるのか。

須賀会長 市が行うわけか。

佐賀次長 事務方の私どもが記録するものです。

遠藤委員 個人から言われて書くものではないということか。

佐賀次長 はい。

遠藤委員 収集に当たるのか。

須賀会長 総務課としてはどうか。

日下部主査 記録項目としては、職員がここの課にいたという記録ですので、やはりその他に人事異動の履歴というものを改めて書かせていただいて、その他人事異動の履歴や人事の給与厚生に必要な情報としてまとめたところですが、記録自体ではありますが、収集するという観点からは、明らかになっている情報をただ記録するというところではあるのですけれども、記録項目としてはあるかと思えます。

遠藤委員 でもここにあるのは、提供を受ける個人情報を書くのではないのか。

日下部主査 収集したり提供を受けたりするものなのですけれども、その観点から行くと、個人情報の人事の発令をしたところで、自ら持っている情報ですので、収集ではなくて元々持っている情報の記録を重ねていくという形になっています。

遠藤委員 だからこれは本人以外から、他の実施機関とは。

今村副市長 教育委員会です。

遠藤委員 私は分かった。もう1点、その他人事・給与厚生事務に必要な情報とはどんなものか、例示してほしい。

佐賀次長 例で言いますと、職員の肖像、写真とか、給与の支払額。給与となりますと非常に大まかになりますので、この給与の中には、また細かいものが情報として持っております。あと、休暇の日数、特別休暇ですと休暇の事由まで求めますので、その辺の情報を考えています。

遠藤委員 肖像は採用の試験の時に採用しているはずだが。それをずっと使っているわけではないのか。

佐賀次長 何年か経つと異動がありますので、10年といったところでまた撮っております。

遠藤委員 個人情報の収集先、本人以外他の実施機関を確認したら、教育委員会というのは分かりました。そうすると、実施機関内部にもチェックを入れておいた方が良いのではないか。

日下部主査 人事課が自ら持っている情報を記録しておりますので、その観点からは実施機関内部にもチェックを入れさせていただきます。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、変更を加えた上で人事管理・給与計算システム事務について承認することによろしいか。

(異議無し)

・電算室入室管理事務の事務変更届(行政管理課)

堀江副主幹 電算室入退室管理事務については、2月の審査会で御指摘を頂き保留となっていた、個人情報の収集先につきまして、変更をお願いしたいというものです。事務の流れでは、入室を希望する場合、業務の責任者である関係課の所属長から、指紋登録申請書の提出があります。この申請書には、職員は所属と氏名、機器の保守等を行う委託業者については勤務先と氏名を記載していただきます。このことから、指紋は本人の同意の上、指紋情報を登録しますが、指紋登録申請書に基づく手続となりますので、個人情報の収集先といたしましては、「本人」と、「本人以外」で「実施機関内部」、教育委員会や農業委員会の職員も入室することから「他の実施機関」を追加させていただきたいとするものです。また、収集の制限では、本人の同意があることから、2号を追加する者です。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ、電算室入室管理事務について承認することによろしいか。

(異議無し)

3 諮問事項 野田市ホームページへの公示文書の掲載について。

野田市ホームページへの公示文書の掲載について、事務局から説明を受けた。

遠藤委員 出発点として、掲示場が8か所だったのを1か所にして、その代わりにホームページに載せると。その政策の目的というか必要性はどこにあったのか。

日下部主査 掲示場は8か所あったところではあるのですが、実際に利用調査をさせていただきまして、掲示場を御覧になった人はチェックをしてくださという形で2週間ほど調査をしたときにもチェックは一つもない状態ということもありますし、また、職員が貼りにいきますと大体2時間半くらい掛かりますので、事務の効率化の観点からも、効力を発生させる掲示場としては1か所にさせていただきまして、その代わりに情報発信の面からは、掲示場で情報発信というわけではなく、情報発信という観点からホームページを一つの情報発信のメニューとして加えたいと考えております。

遠藤委員 事実関係を把握する質問を2、3点するが、除外したいと書かれている「特定の者に対する送達の効力を発生させるための公示文書」は年に何件あるか、月に何件あるか分かるか。

日下部主査 正確なデータは現在持ち合わせていませんが、税に関する、特に納税通知書、この額をこの日までに収めてくださいというものや、その後続く督促状だとか、こちらについては月に1回以上、かなりの数をやっていると感じてい

ます。税の通知自体は課税課で通知していますので、課税課でやっておりますので、その後収納の担当となりますので、収税課の方でも同様にやっております、正確な件数は分かりませんが、少なくはありません。

遠藤委員 公示をすることによって回収ができた、本人から連絡があるといった、結論的に回収できたというケースは多いのか、少ないのか、あるいは全くないのか。

川島部長 公示をしたことにより、人を発見したケースはございません。

遠藤委員 発見というより、本人が何かを言うてくるケースだが。

今村副市長 それはございません。そもそも税の賦課を確定させるための公示ですので、公示していなければ差押えも何もできなくなりますので、結局賦課するにしても居所が分からないとできないということになりますので、そのための公示送達ですので、むしろ連絡くださいね、ということよりは、税の賦課を確定させるための法律行為ということです。それによって、徴収を行います。

遠藤委員 それで回収ができたケースは多いのか、少ないのか、ゼロなのかということ聞いたのだが。

今村副市長 そういう意味では、居所が分かりませんから、向こうから何かを言うてくることはまずありません。土地とか差押えをしますけれども、大体は抵当権が入っています。塩漬けという言葉は悪いですがけれども、換価は難しいです。

遠藤委員 そうすると、成果としての回収はできていないと。

今村副市長 公示送達となるようなものは、なかなか換価は難しいのが現実です。

遠藤委員 委員の方で掲示場を見たことはあるか。市の正面にもあるが、数が多い。

秦野委員 櫛のホールの前のもを通り過ぎるので見るが、中身まで見てはいない。要するに効力を発生させるために法律でやるということと、それとイコールのような形で市民に伝達するホームページとなると、制度が違う。ホームページで載せるということと、効力を発生させるための公示では。私はこの案自体はいいと思う。

遠藤委員 個人情報保護の観点だというのが、個人情報保護は掲示板に載せることで解除されている。1か所であろうと8か所であろうと。それをホームページに載せると、個人情報保護の解除はなくなるとか、ここの説明理由が、「目的を超えて」と書いてあるから、そのように捉えていいのか。一旦解除したというわけだから。

秦野委員 別の手段では、制限すると。保護すると。理屈付けが難しい。

遠藤委員 今までも解除していたわけだろう。見ようと思ったら見られて、あの人滞納しているというのが、ほとんど見る人はいないと思うが、見れば分かったわけだから。これからも分かる。ホームページに載せなくても。ホームページに載せると、目的を超えて広く一般に知らせてしまうから制限するのがいいという理

屈は大丈夫なのかと思う。

秦野委員 見る人がいないからというのと、ホームページで見る人が多いからというのと、そういう状況じゃだめというか。

遠藤委員 ホームページでもそんなに詳しく見る人がいると想定されるか。

秦野委員 見る人は見るのではないだろうか。

遠藤委員 それほど関心しないのではないだろうか。

日下部主査 税の関係ですが、国税通則法、市の場合は地方税法に基づいておりますが、同じような形で公示送達の方法といたしまして、掲示場に掲示してこれを行うと規定されておりまして、その関係で、税務署に掲示場に掲示したものを何でホームページに掲載しないのか聞いたところ、法律が掲示場に掲示して行うと書いてあるのだから、ホームページへの掲載はやりません、法律のとおりやります、それ以上のことは検討もしないですということで回答を受けまして、他市町村で掲示場の掲示物をホームページに掲載している所は近隣市ではなかったものの、千葉市でも個人情報関係は除くと、あとは法律で掲示場に掲示して行うと書いてあるのだからホームページ掲載とか、その他の方法は法律の予定しているところではないといったところがありまして、その観点で、ホームページへの掲示物の掲載をしている所でも、個人情報関係は除いていると。近隣市ではほかになかったの、千葉市になってしまうのですが、このような形でやっております。一市だけ、個人情報を考えず掲示場に載せるということ、和歌山市だったと思っておりますがやっておりますが、他には見つからなかったということです。

今村副市長 私も難しい問題とは思っているのですが、ホームページは情報の公開というより、情報の提供ですので、この公示送達の情報等が情報提供すべき情報かと言いますと、一般的には情報提供すべき情報ではないのかと考えている所です。遠藤委員が言うとおり、既に明らかになっているので、見ようと思えば見れるというのは確かなのですが、それをさらに情報提供していく必要があるのかなと。掲示している目的は賦課の確定のためですので、情報提供としては必要ないのかなと考えての、市の考え方としてはそういう形で諮問させていただいているところです。ただそういうところもありますので、100パーセントそうなのかなという所もありますので、あえて諮問させていただいております。

秦野委員 効力を発生させるために掲示場に出すということと、ホームページに載せるのは実質的に別物になるが。

今村副市長 はい。

秦野委員 同じだとすれば、全く同じまま載せてしまうというのも理屈的にあるが。

須賀会長 公示送達そのものが、一般に公開、貼ったときから効力を生ずるわけか。

遠藤委員 一定期間が経過してから、一般的には2週間経ってから効力が発生する

はず。

須賀会長 それは広く特定多数の人に見られるようになってきているということか。

遠藤委員 建前としては本人が見るかもしれないし、周りの人が見て、あなたの名前が載っていたよということがあるのではないか。現実にはそういうことはほとんど起こりえないのではないかと思っているが。

秦野委員 全くないということではないと。

須賀会長 ホームページにそれを掲載するということはどうか。

松本委員 ホームページ掲載基準の「2 掲載内容」の3行目、この意味が良く理解できないが、「送達方法の一つとして行う公示送達のように、特定の者に対する送達の効力を発生させるための公示文書に記載された個人情報を除くものとする」。これは具体的にはどうか。

日下部主査 税に関する通知や住民票の職権消除、あなたの住民票はなくしますよ、というようなものがありまして、これは広く一般に知らせるという目的ではなくて、特定の方に対してどうしても居所が分からなくて通知が届かないので、ただ法律の規定上、通知は送達、届ける必要がありますので、その関係で届いたという送達の効力を発生させることができる規定がございますので、そういった効力を発生させるためのものは特定の人へのものですので、ホームページでお知らせするものから除くということです。

松本委員 これを準用することはできないのか。載せないという趣旨の整合性をとるために。要は市としてはホームページにそこまで載せるのかが疑問だということと意見を求めているのだろう。

日下部主査 この掲載基準のような形でやりたいということですよ。

須賀会長 個人情報を除いてということか。公示送達を行った範囲においてホームページで。

日下部主査 公示送達をやったということは載せますが、個人情報の部分は無しということですよ。

遠藤委員 消す作業が大変ではないのか。

日下部主査 基本的に公示送達の文書はデジタル作成しているので、効力を発生させる作業をやった後に、そのデータから個人情報を削除したうえでPDF化してホームページに載せるという形です。

遠藤委員 私の一番の疑問は、掲示場に掲示することによって、個人情報の保護を一旦放棄していることになるのではないかと思う。それをどう理解するかということだと思う。送達方法の一つとしての公示送達という目的は分かる。しかし、掲示場に出してしまえば誰だって見ようと思えば見られるわけで、一旦放棄して、無視してやるのだということだと思う。それはホームページになるとだめだということとなると、「目的を超えて」というような形の表現でいいか、疑問はそこだけだ。

今村副市長 日下部主査が公示送達をやったことは掲載すると言いましたが、私は公示送達したということ自体を情報提供する必要はないと思っています。確かに、公益性として広く一般的に知らせる意味はないというよりは、情報提供という、市が情報提供する内容に、この税の公示送達等はないのかということところです。広く一般的に知らせる理由がないというよりは、情報提供を通してそれをする必要があるのかという所が個人的に思う所です。

秦野委員 理由としては難しいけれども、効力を発生させる公示とホームページは情報提供だから違っていいのではないかと思います。実態としては遠藤委員の言ったとおり、公開してしまうわけだ。実態としてわざわざガラス戸を開けてみようとするのと、ホームページでアクセスするのは全然違う。それは文章的な理屈としては難しい。

松本委員 やはりホームページと掲示場は全然違う。知らせる理由はないと思う。

飯野委員 公示送達の目的を超えて一般に知らせる意味はないということで、私もホームページには掲載しない方がいいと思う。

松本委員 意見は決定でないが生きるのか。

遠藤委員 諮問だから、市が尊重するかしないかの話だ。

須賀会長 それでは2ページ目の「公示送達の目的を超えて広く一般に知らせる理由はないと考える」ということは、やる必要はないということなのか。

今村副市長 はい、除外したいと考えています。

須賀会長 公示送達で目的は達している。ホームページに載せてしまうとだれでもアクセスできてしまうということか。

遠藤委員 Aさんが滞納しているのが分かった。そして普通の郵便では届かない、どこかへ行ってしまったのかと。

今村副市長 必ずしも滞納というわけではありません。賦課の方だから届いてないので執行できないということで、必ずしも滞納者というわけではないということなんです。毎年届かないような人は滞納繰越となっちはいきますが。

須賀会長 今税法上公示送達では、あくまで掲示場だけで、パソコンで本人に通知したときは到達主義で、それはないのか。

日下部主査 そういったものはなくて、税法上は公示送達の方法としては掲示場に掲示して行うとなっております。

遠藤委員 掲示場に掲載しないでホームページに載せるのは、効力が発生しないわけだ。一方、掲示場に載せて、プラスホームページに載せるのは裁量か。

須賀会長 親切に知らしめるか、そのまま無視するかということか。市としてはサービスとして知らせるということか。

今村副市長 サービスをしないということなんです。

須賀会長 そうなると、皆さんの意見はやらなくていいという意見か。

遠藤委員 私も明白に反対しているわけではないが、本当にこれでいいのかと疑問

を持っている、そんな簡単な話ではないと。

秦野委員 「公示送達の目的を超えて」という部分をかみ砕いてうまく表現するか、例えば何かといわれると答えはすぐに出ないが、一旦公開しているものをなぜ裁量でこうしたのかという論理はクリアしていないということだ。

遠藤委員 だからそれを、諮問では公示送達の目的を超えているのではないかという表現をしている。

須賀会長 公示送達だけでいいということか。効力は発生しているし。そうするとホームページに掲載する必要はない。

秦野委員 それが妥当だと思う。

遠藤委員 私もあえて反対はしない。

松本委員 私は滞納したら職権でということを見ているから、そのとおり。

須賀会長 掲載する必要はないということか。

松本委員 はい。

飯野委員 先ほど申し上げた通りです。

須賀会長 掲載する必要はないという委員会決定となるが、よろしいか。

(異議無し)

日下部主査 では、答申書については、会長に一任ということで、事務局と会長で調整ということではよろしいでしょうか。

遠藤委員 秦野委員がさっきから言っているが、「公示送達の目的を超えて」という表現を使うことは要検討じゃないか。

日下部主査 7月の施行まではまだ時間もありますので、答申書の案については改めて次回に審議していただくということをお願いします。

秦野委員 改めて確認だが、掲示場は7月1日、ホームページはその後ということか。

日下部主査 はい。

遠藤委員 条例の改正があれば掲示場に載せるが、これをホームページ1本に改めることは考えているか。

日下部主査 条例の効力の発生については、地方自治法の規定に基づき、条例で公布の方法を規定するというものがありまして、野田市であれば野田市公告式条例で野田市役所掲示場に掲示して行うとなっておりますので、条例の効力の発生としては7月1日から1か所となります。条例の改正は皆さんにお知らせすることですので、情報発信としてホームページに掲載いたします。

遠藤委員 条例そのものを掲示無しにするということは考えているのか。

今村副市長 今のところございません。

遠藤委員 地方自治法に掲示場に載せると書いてあるのであればできないが、それは条例に任せると委任されるのであれば、ホームページ一本でもできるということになる。そういうことをやるつもりはないということか。

今村副市長 そのとおりです。

4 野田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の一部改正について

野田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の一部改正について事務局から説明を受けた。

須賀会長 まず第5条の会長の専決事項を拡大することになるが意見はあるか。

遠藤委員 今まで約20年の運用実績があるから、会長の専決ということではないかと思う。

須賀会長 「決定することができる」ということは努力規定ということか。

日下部主査 「できる」規定であるので、裁量があるということです。

須賀会長 そのことで改正をお願いします。次に第4条の陳述の文書について、何か意見はあるか。

遠藤委員 陳述を聞いたものを書面化する責任は審査会にあるのか。

日下部主査 これは要旨といった形になりまして、答申書にもその部分を使うこともあります。その記録についてはこちらの会議に諮りたいと思っております。

遠藤委員 作成の最終責任はどうなるのか。

日下部主査 審査会で決定していただくことになります。

遠藤委員 その前段階として、事務局が案文を作ると、それでいいのかどうか審査会が決めると。要旨で案文が出てくると、我々はあの時の陳述の要旨かという判断をしなくてはならないということか。書いてないことをこれがあったのではないかと指摘することは、経験上難しいと思う。

日下部主査 国の情報公開・個人情報保護審査会と、国の行政不服審査会に確認したところ、意見陳述自体をほとんど想定していないようですが、あった場合は要旨を書くと。これは両者の規則で定められていまして、要旨にするということに決めています。

遠藤委員 国がやっているから市がやろうという理屈にはならない。それで問題がないかどうかの話だ。

須賀会長 速記は起こすのか。

遠藤委員 起こさない。

須賀会長 要旨が正確に抜き出されているのであればよいが。

遠藤委員 それを我々が判断しなくてはならないということだ。記憶が不確かだったら、その時はまだ録音があるだろうか、録音を聞き流させてくださいということだ。聞き直してチェックするということだ。

須賀会長 委員会が決定するまでは録音を保存するということか。

日下部主査 はい。

秦野委員 会議録とは別に作成するものは全文ではないが、大丈夫なのか。どういう目的か。

日下部主査 陳述の作成の時間の短縮と、いろんなことの主張を伝えた中で審査請

求に関する部分だけを抜き出して記録するという趣旨です。

秦野委員 会議録ではないのでそれでいいのかという疑問はある。

今村副市長 このところはあまり承知していないのですが、今全文を要旨にするというところで、書いた人以外に全文を読んで要旨を読めば違いは分かりますが、何もないところで、ちょっと落としたりとか気づかないことは書いてないという部分がありますので、逆に委員の皆さんに要旨がきちんとしているかチェックしてもらおうと、作る方は全文起こすよりいいでしょうけど、委員の皆さんは逆に負担が増えるということになりますので、これの要旨についても、全文を録音を聞いた程度でぱっと要旨を作ってしまうと、作った職員以外は分からないということがありますので、今回の改正の理由が国、県に合わせる、それが迅速化の目的であるとすると、私的には野田市にはそぐわないと思います。事務局側としても1人で止まらざるを得ないですし、委員の方にも負担をかけてしまいますから、できればこの改正は却下でお願いしたいと思います。

遠藤委員 4条の1項か2項か、こちらは市の内部で調整していただいて、次回また提出していただきたい。

須賀会長 陳述が繰り返されたり重複したりする部分もあり、時間的に長く、30分あるのだから、そういうことになるいろいろなところで迅速化、書類を作る場合もということだが、そういうところを極力、陳述も要領よく基本のところを説明してもらえると、そういう方針で行くと、全文を起こしても我々としては副市長が言ったように対比ができるので。そうすると日下部主査が要旨をまとめてくれたがこの点は的外れではないのかという指摘ができることになる。遠藤委員が言ったように、その辺をまとめながら、もう一度検討いただけないか。

日下部主査 4条の部分は取下げさせていただきまして、4条以外の部分を決定していただきたいです。

須賀会長 では4条以外の部分で決定とする。ほかに何かあるか。なければ、公開部分の審議は終了とする。

以上